■ 令和5年1月20日 四万十川財団 勉強会 ご意見・ご質問に対する回答

漁業管理課

Νο	ご意見・ご質問の概要	ご意見に対する回答
1	・漁業協同組合のない河川の魚類の保護についても考える必要がある	ご指摘のとおり、漁業権の設定のない河川は漁協の行う増殖義務等が無く、管理が行き届きにくい側面が ございます。しかしながら、高知県漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示は、漁業権の設定のない河川 も対象となっておりますので、県としましてはこういった規制を適正に運用し、資源の保護に努めてまいり ます。
2	・なぜしゃくり漁では水中眼鏡を使えないのか・子供たちにしゃくりや川漁の楽しさを伝えたい	漁具漁法の制限及び禁止を規定する高知県漁業調整規則第35条第1項では水中眼鏡を使用する漁法を禁止漁法としているからです。ただこの規定は、同条第2項で例外規定を設けており、四万十川では家地川えん堤より下流(四万十川漁連の区域)はあゆ及びます類を採捕しなければ年間を通して、家地川えん堤より上流の区域(四万十川上流淡水漁協の区域)では、ます類を採捕しなければ8/1~10/15までの間、水中眼鏡を用いた採捕を行うことができるとしています。なお、しゃくり漁に関するルールについては、それぞれの漁協によって異なりますので、所管の漁協にお問い合わせください。また、調整規則では基本的に、過剰な漁獲につながるおそれのある漁法についてを禁止漁法としています。
3	・コイが増えすぎて害魚となっているのではないか。漁業権種から外し自由に捕獲可能にすべきではないか。	そういったご意見を主張する漁業権者の方がいらっしゃる一方で、大切な漁業権種であり採捕実態があると主張する漁業権者の方もいっらしゃる状況です。ご指摘の点を踏まえ、漁業権対象種としてのコイの取扱をどうするかについて、漁業権者の皆様で議論を重ねていただければ幸いです。
4	・スズキをいつでも釣っても良いか	・スズキの釣りによる採捕についてを規制する規則はございませんので、自由に採捕可能です。しかし、四 万十川の一部で行われている「スズキの瀬張り網」は許可漁業ですので、知事の許可が必要です。

No	ご意見・ご質問の概要	ご意見に対する回答
5	・ゴリで混獲される四万十川のモク ズガニを他の河川に放流していると 聞いたが、天然遡上があるのであれ ば、四万十川の資源を減らしても良 いのか	・モクズガニは内水面漁連の種苗生産事業が止まっており、増殖義務を果たすために各内水面漁協が 魚道の設置やくみ上げ放流など、放流事業以外の増殖行為を行っているところです。ただ、嶺北漁協の吉野 川については天然の遡上が見込めない地域ですので、種苗を放流するしか増殖する手段が無く、漁協さん同 士の話し合いで、嶺北漁協は四万十川漁連さんから上り落としうえで混獲される稚ガニを融通してもらって 放流しています。なお、他の天然遡上が見込める河川への融通は行われておりません。
6	・増殖義務にごみ掃除は含まれないか	・高知県は漁協が行う増殖行為は原則として種苗放流をお願いしています。ただ、漁業による河川の汚染行 為があるのだとすれば、その清掃活動などの保全は漁協やその組合員が積極的に行っていただければと思い ます。
7	・アユの違法な採捕について、漁協 以外の通報する窓口が欲しい。	・最寄りの警察署か漁業管理課の取締担当(088-821-4826)にご連絡いただければと存じます。
8	・四万十川で瀬張り漁を一週間ずつ 禁漁することはできないか。アユの 流下に効果が期待できる。	・瀬張り網は知事許可漁業となっておりまして、採捕区域の漁協の推薦がある方に対してのみ、知事は許可をしています。従いまして、四万十川で行われる瀬張り網のルールについては、四万十川漁連と許可者の間で話し合い、決定していただければと思います。